

各 部 ・ 課 長 あて

市 長

平成 17 年度（2005 年度）予算編成方針について

このことについて、下記のとおり平成 17 年度(2005 年度)予算編成方針を通知します。

記

経済状況

我が国の経済は、雇用情勢に依然として厳しさを残しているものの、輸出、生産の緩やかな増加や企業収益の大幅な改善を受け、設備投資が増加するなど、国では、本年 1 月の「着実な回復」とした景気判断を進め、最近では「堅調に回復している」と示すとともに、国内民間需要の着実な増加を背景に、景気回復が今後も引き続いていくと見込んでおります。

平成 17 年度国の予算編成の考え

国では、このような経済の現状を、長期の停滞から脱し、新たな飛躍の段階を迎えつつあるものであり、それは構造改革を進める中で、民間需要主導により回復の裾野を着実に広げてきた成果と押さえ、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」では、平成 17 年度予算のねらいを「構造改革の仕上げ」と「新たな成長」に向けた重要な予算としております。そのためには、義務的経費を含めて歳出を厳しく見直し、重点課題に対してメリハリのある配分とともに、成果目標の明示など予算制度に踏み込んだ改革や歳出改革路線を堅持するとし、一方、地方財政については、三位一体改革を推進する上でも、地方歳出の徹底した見直しを行い、地方財政計画の規模の抑制と交付税の算定方法の簡素化等に取り組むとしております。

本市の財政環境

平成 16 年度では、歳入の根幹である市税収入が 3 年連続となる減収が見込まれるところであり、安定的な収入といわれる固定資産税の減収に加え、法人市民税の低迷や個人市民税の減収は、本市の財政環境を一層厳しいものとしております。

また、「堅調に回復している」とされる景気の動向が、本市の市税収入に反映してくるのには、今後期間を要する見込みであり、このため、迎える平成 17 年度の市税収入は、平成 16 年度の決算見込みと同程度と厳しい見込みを立てております。

加えて、三位一体改革の一つである地方交付税の抑制が、国においてどのように決着となるか予断を許さないなど、一般財源総額は平成 16 年度当初予算編成時に比べ、確実に縮小する見込みであります。

本市の平成 17 年度予算編成に当たっての基本的な考え

1 歳出の見直しと財源配分

財政見通しが厳しい中、住民福祉サービスを確保し、「三島に元気を取り戻し、更なる躍進の礎を築く」ためには、歳出の相当に厳しい見直しとともに、重要な事業に財源を重点的に配分していくこととする。

2 行財政改革の推進

行財政改革大綱に則り、民間委託等の着実な推進を図る。

平成 17 年度予算編成基本方針

- ・ 将来をみすえた都市基盤の整備と安全・安心なまちづくり
- ・ すこやかなくらしと人にやさしい健康・福祉の推進
- ・ 豊かなところとからだを育む教育・文化・スポーツの充実

平成 17 年度予定される主要な事業

消防庁舎建設

三島駅北口周辺整備

(北口広場整備、北口線建設、下土狩文教線建設、北口駐輪対策)

街中がせせらぎ事業(最終年度)

くらしのみちゾーン大社町地区推進

地震・災害対策

(公共施設耐震補強、防災拠点備品整備、自主防災組織整備等)

公営住宅整備

(藤代市営住宅建替準備)

市道、農道整備

乳幼児医療費助成

障害者福祉施策

(支援費制度など)

地域福祉計画策定

高齢者福祉対策

健康づくり

(健康診査、健康みしま推進)

教育施設補修整備

学校 2 学期制導入

各小・中学校教育用コンピュータ整備 など

平成 17 年度予算要求に当たっての留意事項

- 1 三位一体改革の一つ「国庫補助負担金の廃止、縮小」の動向に常に留意し、要求に反映させるとともに、該当事業の今後の進め方について検討しておくこと。
- 2 受益と負担について
長期に亘り料金を据え置いているものは、見直しを図ること。
- 3 新規事業の財源について
新規に立ち上げる事業は、既存の事業の縮小、廃止を前提とする。
- 4 事務事業評価の結果を予算要求に反映させること。
- 5 市議会において出された要望・意見を検討し、平成 17 年度予算で対応すべきとした事項は、要求に反映させること。

予算要求基準

- 1 予算は年間総合予算とする。
- 2 人件費、扶助費、公債費、投資的経費以外の経費について
各費目に要する一般財源の要求額は平成 16 年度当初予算額の 0.95 を限度とする。
- 3 扶助費
適切な経費の算出に努めることとする。
- 4 投資的経費
総合計画実施計画額を限度とし、更に事業規模等の見直しを行うこと。
- 5 補助金
 - (1) 市単独補助金については、平成 16 年度当初予算額の 0.9 を限度とする。
 - (2) 事務事業評価の結果を要求に反映させること。
 - (3) 「運営費補助」、「事業費補助」ともに団体の運営に係る経費は、団体の自主・自立的な運営により行われるべきとの原則に照らし、同経費に充てられてきた従来の補助金の使途の見直しを、要求に当たっての団体との面接で明らかにし、また、事業費のどの経費が公益上、補助として適切か見た上で要求すること。
- 6 上記以外の事項については、「平成 17 年度予算編成事務要領」による。